

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地

株式会社シノケンオフィスサービス 本社

福岡市中央区天神一丁目1番1アクロス福岡9階

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下の通りです。

求職者が入職日より 6 ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとします（振込手数料は当事業所の負担とする）。また、求人者は求職者の退職から 30 日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から 30 日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

勤続年数	返還する紹介料の割合
入職 3 ヶ月未満	50%
3 ヶ月以上 6 ヶ月未満	25%
6 ヶ月以上	0%

手 数 料 表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
	手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額) の <u>100%</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 _____

事業所の名称及び所在地

株式会社シノケンオフィスサービス 東京オフィス
 東京都港区浜松町2丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー20階

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は以下の通りです。

求職者が入職日より6ヶ月以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る。）は、紹介料のうち、勤続年数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する下記の銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとします（振込手数料は当事業所の負担とする）。また、求人者は求職者の退職から30日以内に退職した旨を当事業所に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては返金しないものとします。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

勤続年数	返還する紹介料の割合
入職3ヶ月未満	50%
3ヶ月以上6ヶ月未満	25%
6ヶ月以上	0%